

2024年版
ユーキャンのケアマネジャー 2024 徹底予想模試

法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発行年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

■ 「第21版 第1刷（2024年1月19日）」をお持ちの方

該当頁・箇所	変更前	変更後	変更日
改正趣旨 居宅介護支援費の基本報酬における取り扱い件数との整合性を図るため、常勤の介護支援専門員の人員配置基準が見直されました			2024.6.28
第3回模擬試験／問題20／選択肢1／1行目	1 利用者の数が <u>40</u> 人の場合～	1 利用者の数が <u>50</u> 人の場合～	
P69／第3回解答・解説／問題20／選択肢1／1行目	～利用者 <u>35</u> 人またはその端数を増すごとに1人を基準に 増員 する。	～利用者 <u>44</u> 人（ケアプランデータ連携システムを活用し、事務職員を配置している場合は <u>49</u> 人）またはその端数を増すごとに1人を基準に 増員 する。	
改正趣旨 介護保険施設において緊急時に常時対応できる、一定の要件を満たす協力医療機関を定めることとなりました（2027〔令和9〕年3月31日までは努力義務）			
第3回模擬試験／問題45／選択肢5／1行目	～施設の医師は協力病院等への入院の～	～施設の医師は協力 医療機関 等への入院の～	
P81／第3回解答・解説／問題45／選択肢5／2行目	～施設の医師は、協力 病院 その他適当な病院・診療所への～	～施設の医師は、協力 医療機関 その他適当な病院・診療所への～	
P248／ <u>126</u> ／選択肢4／1行目	～ <u>協力病院</u> を定めておかなければならない。	～ <u>一定の要件を満たす協力医療機関</u> を定めておかなければならない。	
P249／ <u>126</u> 解説／選択肢4／1行目			
P251／ <u>128</u> 解説／選択肢3／2行目	～協力 病院 その他適当な病院・診療所への～	～協力 医療機関 その他適当な病院・診療所への～	
改正趣旨 管理者の兼務できる事業所等の範囲が広がり、「同一敷地内」でなくてもよいことになりました			
P12／第1回解答・解説／問題21／選択肢1／2行目			
P27／第1回解答・解説／問題53／選択肢3／2行目	～ <u>同一敷地内</u> にあるほかの事業所～	～ほかの事業所～	
P269／ <u>139</u> 解説／選択肢3／1行目			
改正趣旨 第1号被保険者の保険料率が原則9段階から原則13段階になりました			
P36／第2回解答・解説／問題12／選択肢1／1行目	～原則 <u>9</u> 段階の～	～原則 <u>13</u> 段階の～	
P66／第3回解答・解説／問題11／選択肢2／1行目			

P149/41解説/選択肢2/ 1行目	～9段階が～	～13段階が～						
改正趣旨 居宅介護支援・介護予防支援において、一定の条件下でテレビ電話装置等を活用したモニタリング（オンラインモニタリング）が可能となりました								
P41/第2回解答・解説/問題22/選択肢3	※最終行に以下を追加 なお、利用者の同意、サービス担当者会議等での合意があり、少なくとも2か月に1回は利用者の居宅を訪問し面接する場合は、利用者の居宅を訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用したモニタリング（オンラインモニタリング）を行うことができる。							
P70/第3回解答・解説/問題23/選択肢3/2行目	～提供開始月の翌月から起算して3か月に1回、利用者の状況に～	～提供開始月の翌月から起算して3か月に1回（一定の要件を満たし、少なくとも6か月に1回は利用者の居宅を訪問し面接する場合はテレビ電話装置等を活用したモニタリング＝オンラインモニタリングも可）、利用者の状況に～						
改正趣旨 介護老人保健施設および介護医療院が訪問リハビリテーションのみなし指定対象となりました								
P131/27解説/選択肢5/ 1行目	介護医療院は、 <u>通所リハビリテーション</u> （介護予防通所リハビリテーション）と～	介護医療院は、 <u>訪問リハビリテーション</u> （介護予防訪問リハビリテーション）、 <u>通所リハビリテーション</u> と～						
P135/合格エッセンス/指定の特例がある事業者・施設	※介護老人保健施設・介護医療院の右2つの枠を変更 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">短期入所療養介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">介護予防短期入所療養介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション</td> </tr> </table>		短期入所療養介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション				
短期入所療養介護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	介護予防短期入所療養介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション							
P237/113解説/選択肢1/ 2行目	～病院・診療所は～	病院・診療所、介護老人保健施設、介護医療院は～						
改正趣旨 例外的に介護予防・生活支援サービス事業（第1号事業）の利用が認められる要介護者（継続利用要介護者）の範囲が広がりました								
P139/34解説/選択肢1/ 2行目	～第1号事業のうち市町村の補助により実施されるサービスを継続的に利用していた人～	～第1号事業のうち従来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当サービス、短期集中予防サービスを除くサービスを継続的に利用していた人～						
改正趣旨 運動器機能向上加算が基本報酬に包括化され、選択的サービス複数実施加算は廃止となりました								
P240/118/選択肢3/1行目	選択的サービスである運動器機能向上サービス、栄養改善サービス～	栄養改善サービス～						
P241/118解説/選択肢3/ 2行目	～報酬として、 <u>選択的サービス</u> はサービスごとの加算として～	～報酬として、 <u>栄養改善サービス</u> 、 <u>口腔機能向上サービス</u> はサービスごとの加算として～						
改正趣旨 一部の福祉用具について、貸与か販売かの選択制が導入されました								
P283/合格エッセンス/■特定福祉用具販売の特定福祉用具の種目	※表の最後に下記を追加 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">スロープ（固定用スロープ）</td> <td>工事を伴わないスロープで、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型ものは除く。</td> </tr> <tr> <td>歩行器</td> <td>車輪、キャスターのついている歩行車は除く。</td> </tr> <tr> <td>歩行補助杖</td> <td>カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖にかぎる。</td> </tr> </table>		スロープ（固定用スロープ）	工事を伴わないスロープで、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型ものは除く。	歩行器	車輪、キャスターのついている歩行車は除く。	歩行補助杖	カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖にかぎる。
スロープ（固定用スロープ）	工事を伴わないスロープで、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型ものは除く。							
歩行器	車輪、キャスターのついている歩行車は除く。							
歩行補助杖	カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチおよび多点杖にかぎる。							